

事件名：Google Books 訴訟（米国）	法分野：米国著作権法
ニューヨーク州南部地区合衆国地方裁判所（S.D.N.Y.）2013年11月14日決定 (Authors Guild, Inc. v. Google, Inc.) http://www.documentcloud.org/documents/834877-google-books-ruling-on-fair-use.html	
<p>【事案の概要】</p> <p>1. Googleによるライブラリ・プロジェクト 被告（Google Inc.）は、2004年から、複数の大学図書館等との間で、その蔵書をスキャンすることについて合意した上で、1200万冊以上の書籍をスキャンした。そして、それをデータベース化した上で、書籍のデジタルコピーを、参加した各図書館に配布した。 被告はまた、被告の検索サービスを利用する一般のユーザに対し、テキストをオンライン検索で提供した。被告のユーザは、インターネットを経由して、同社のデータベースを検索し、検索結果を表示した上で、検索結果に含まれるスニペット（書籍の抜粋）を閲覧することができる。さらに、多くの場合、ユーザーが特定の書籍へのリンクをクリックすると、当該書籍から最大で3つのスニペット（1ページの8分の1程度）が表示される。</p> <p>2. 全米作家協会等による訴訟の提起 原告（全米作家協会 The Authors Guild。米国内における作家の団体）は、2005年、被告による書籍のスキャン行為、各図書館への配布行為及びスニペット表示行為が原告の著作権を侵害するとして、これらの行為の差止め及び宣言的救済（わが国でいうところの確認判決）を求め、クラスアクションを提起した。被告はこれに対し、自らの行為が米国著作権法107条が定める「フェアユース」に該当し適法であると主張し、争った。 原被告（及び別訴を提起した出版社ら）は、2006年秋から和解協議を開始し、2008年10月には和解契約案が提出された。もともと、裁判所は2011年3月、その後修正を経た和解契約案の承認を拒否した（クラスアクションのもとでの和解には、裁判所の承認が必要）。 その後、原告の一部は再びクラスアクションとしての判断を求め、裁判所はいったんクラスの認定を行ったが、被告の控訴を受けた控訴審（CAFC）は連邦地裁によるクラス認定を取消し、審理を差し戻した。ここで控訴審は、被告による書籍利用がそもそもフェアユースに当たるかを優先して判断すべきであると判示した。原被告はこれを受け、フェアユース抗弁に関するサマリ・ジャッジメントの申立てを行った。</p> <p>3. 関連する事情 被告は、全米出版社協会（The Association of American Publishers）との間では和解し、2012年10月にこれが公表されている。</p>	
<p>【争点】</p> <p>被告の各行為は、米国著作権法107条が定める「フェアユース」に該当するか。</p>	
<p>【判旨】（結論：フェアユースに該当する。） ※原告は控訴した模様</p> <p>裁判所は、フェアユースの成否に関する4つの判断要素として、米国著作権法107条に掲げられている点について、それぞれ以下のように判断した。</p> <p>■ 第一要素 使用の目的および性質（トランスフォーマティブな使用か否か） → 大きなプラス要素</p> <p>被告による著作物の利用は、高度にトランスフォーマティブ（※）である。Google Booksは書籍をデジタル化し、テキストを包括的な用語索引へと変容させ、読者や研究者らが発見できるようにした。スニペット表示により、書籍の広範な選択を可能にしたことも、同様である。</p> <p>また、Google Booksは、データマイニングやテキストマイニングといった研究手法が可能となるように、書籍のテキストをデータへと変容させ、新たな研究分野を開拓した。</p> <p>これに対し、被告は、著作権ある著作物を直接商品化したわけではない。仮に被告の主たる目的が営利的なものであったとしても、Google Booksは複数の重要な教育目的に資するものであって、<u>第一要素は、フェアユースを認定する方向に強く働く。</u></p>	

※ **transformative use** (変容的利用) :

利用の目的や性質に照らし、新しい著作物が、元の著作物を代替するものであるか、又は新たな表現や意味、メッセージ、元の著作物とは異なる目的又は性質を伴い、何か新しいものを付け加えるものであること。元の著作物の表現を実際に変化させた利用のほか、表現は変えていなくとも、元の著作物の利用目的とは全く異なる目的で当該著作物を利用するような場合も、transformative use に該当しうる。

これに該当する場合、当該利用はフェアユースの第一要件を充足する可能性が高いと考えられている(判例：Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569, 579 (1994))。

■ **第二要素 著作物の性質** → **プラス要素**

Google Books における書籍の大半はノンフィクションであり、かつ、市販され公衆に提供されている書籍である。この事実によれば、第二要素は、フェアユースの認定に有利に作用する。

■ **第三要素 著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性** → **小さなマイナス要素**

被告は、書籍のフルテキストをスキャンすることによって、書籍全体を複製した。これは、フルテキスト検索を可能とするために不可欠であったこと、被告が検索に対するスニペット表示に制限を設けていることを考え合わせても、第三要素はフェアユースの認定にわずかに否定的に働く。

■ **第四要素 著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響** → **大きなプラス要素**

原告は、①Google Books は書籍の市場に悪影響を及ぼし、被告がスキャンしたものが書籍そのものにとって代わるおそれがある、②検索用語を工夫すれば書籍全体へのアクセスが可能となる、と主張する。しかし、被告はスキャンしたものを販売しておらず、また、多大な時間と労力をかけて書籍全体に相当するスニペットを収集するような行為も現実的ではないから、原告の主張は的外れである。

むしろ、Google Books は、書籍に関する書誌情報を多くの人々の目に触れるようにすることで、明らかに書籍の販売に貢献している。そのため、第四要素は、フェアユースを認定する方向に大きく働く。

■ **結論**

以上の四要素に加え、著作権法の目的も考慮に入れた場合、Google Books は公衆に対し、重要な便益を提供しているといえる。すなわち、書籍の特定・発見、フルテキスト検索、書籍(特に絶版書籍)の保存、読書困難症や僻地の人々に対する書籍へのアクセスの提供は、Google Books によって可能となったのであり、読者、著者、出版社を含めた社会全般に利益を与えている。これらの点を総合すると、書籍のスキャン及び検索サービス(スニペット表示を含む)の一般への提供については、フェアユースが成立する。

また、スキャンした書籍のコピーを図書館に提供した行為は、図書館が「学術及び技芸の進歩を促進する」行為に従事できるようにするものであり、フェアユースが成立する。図書館の行為による二次的損害についても、図書館の行為自体がフェアユースに相当するのであるから、被告の責任は生じない。

【コメント等】

本件は、2009年にクラスアクションの和解契約書案が公表された際、それが全世界の著者や出版社を巻き込むものであったことから、当時、世間の耳目を集めた事案である。

その後、クラスの範囲の減縮等により、わが国の権利者にとってはほぼ無関係な訴訟となったことから、わが国における注目は低下している。もっとも、これまでに類のない試みである Google のプロジェクトについて、フェアユースが成立するかどうかは、依然として注目を集めていたことから、フェアユースの成否に関する具体的な判断事例として紹介する。

(参照条文)

([米国著作権法 107 条](#))

17 USC § 107 - Limitations on exclusive rights: Fair use

Notwithstanding the provisions of sections 106 and 106A, the fair use of a copyrighted work, including such use by reproduction in copies or phonorecords or by any other means specified by that section, for purposes such as criticism, comment, news reporting, teaching (including multiple copies for classroom use), scholarship, or research, is not an infringement of copyright. In determining whether the use made of a work in any particular case is a fair use the factors to be considered shall include—

- (1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;
- (2) the nature of the copyrighted work;
- (3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and
- (4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.

The fact that a work is unpublished shall not itself bar a finding of fair use if such finding is made upon consideration of all the above factors.

(以下参考記)

[CRIC・社団法人著作権情報センターウェブサイト \(http://www.cric.or.jp/db/world/america.html\)](http://www.cric.or.jp/db/world/america.html) より引用。

第 107 条 排他的権利の制限：フェア・ユース

第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。
- (2) 著作権のある著作物の性質。
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。